

会 務 月 報

第 501 号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和6年11月常任理事会 議事概要

1. 日 時 令和6年11月20日（水）13：30～16：00

2. 場 所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数13名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 上野浩也

副 会 長 村田良太、白井 勇、相原清安、樋上雅博、内野輝明、西 洋一

専務理事 居谷献弥

常任理事 山口 聡、石井繁紀、安藤春久、大村 修、鉄川裕崇、仲摩和雄

事 務 局 前田、野出、三浦、千浜、伊東、吉田

5. 議 長

上野浩也会長より議長について諮り、相原清安副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

上野浩也会長、相原清安副会長

7. 専決事項

(1) 全国会長会議等の議事及びスケジュール等の決定の件

事務局より資料1によって、12月13日の全国会長会議等の行事、スケジュール及び議事内容等について説明がなされた。案1は会議、政経フォーラム、懇親会の順。案2は従来どおりで、会議、政経フォーラム、懇親会の順。案1であれば政経フォーラムに続いて講演者の本田太郎議員に懇親会に出席してもらえる。

議長より第142回建築士事務所協会全国会長会議の議事及びスケジュール等について諮ったところ、案1のとおり決定した。

8. 協議事項

(1) 令和6年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より資料2-1によって、令和6年度上半期事業報告について、会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、能登半島地震への対応、建築士事務所全国大会、法制度対応、青年部会、住宅金融支援機構適合証明業務及び会員動静等に関するそれぞれの内容の説明がなされた

続いて、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和6年度上半期決算報告について説明がなされた。

仲摩常任理事より、中間決算だから監査はしないのかとの質問がなされ、事務局より、監査会は開催済みで、次回理事会で監事から監査報告いただくとの回答がなされた。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(2) 令和6年度収支予算の変更について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

日建学院の環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業の委託が決定したため、団体補助金収入の増額及びそれに伴う関係支出科目の変更を行いたい。また、居谷専務理事が退任の意向を示され、10月16日付けで非常勤となり、12月に役員を退任することとなった。退職功労金等にかかわる予算は備忘科目1万円しか計上されていないため、増額する必要がある。さらに、確定した適合証明業務登録機関特別会計の前期繰越収支差額の変更もあわせて行いたい。

白井副会長より、団体補助金収入1,000万円が右から左へ出ていくようになっているが、日事連の費用はどうなるのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、モデル建物法のテキスト作成や演習例題用の図面作成の委託費の他、日事連の人件費等諸経費として200万円はそこから捻出したいと考えているとの回答がなされた。

協議の結果、資料3の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(3) 令和7年度単位会組織強化支援事業について

石井常任理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

令和7年度も例年どおり単位会を支援するが、審査に際しては、過去に採択された事業が繰り返し申請された場合は採択を優先しない。採択された場合でも2回目75%、3回目以降50%等、支援金額の割合を調整する。令和7年度は5年に渡り実施する最終年度であるため、年度内に完結するよう配慮の上申請してほしい。

以下の発言があった。

内野副会長―支援項目に「研修等収益事業の活性化支援」とあるが、採択事例はあるのか。徳島会は申請したが採択されなかった。単位会間で事業を共有し全国的なことに繋げられないか。

白井副会長―採択事例はある。5年間で支援事業は終了するが、良い事例はピックアップして展開していきたい。

樋上副会長―単位会に対する会員増強奨励金は続けてほしい。

上野会長―その理念は続けたい。

協議の結果、資料4の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(4) 令和7年度日事連建築賞の募集について

鉄川広報・渉外委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和7年度の募集要項については、例年の必須変更項目の他、審査基準「その他、地域や時代の要請に応える新たな視点等について配慮されていること。」の追加及び2次審査における応募数の拡大を変更し、選考委員1名を交代して募集をかけたい。

石井常任理事より、応募作品数が10点ごとに1点追加できるのかとの質問がなされ、鉄川広報・渉外委員長より、会員数が500事務所以内の単位会においては、第1次審査の応募作品数が10点以上の部門について当該部門に1点のみ加えることができるとの回答がなされた。

協議の結果、資料5の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(5) 新潟大会運営特別委員会の設置について

事務局より資料6によって、次の趣旨の説明がなされた。

第47回建築士事務所全国大会（新潟大会）の企画・立案・運営等の検討のため、白井副会長を委員長に、総勢6名で構成する特別委員会を設置したい。

協議の結果、資料6の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(6) 令和8年度第48回建築士事務所全国大会（京都大会）の開催日程等について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

近畿ブロック協議会より、京都大会の大会式典及びパーティを令和8年10月2日に開催したいとの通知があった。大会式典会場はロームシアター京都、パーティ会場はウェスティン都ホテル京都である。

協議の結果、資料7の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

(7) 12月通常理事会の議題等について

事務局より資料8によって説明がなされ、協議の結果、原案のとおり12月通常理事会の議題を決定した。

9. 報告事項

(1) 事務所登録手数料等の見直し状況について

上野事務所登録電子化対応WG主査より、資料9によって国土交通省から都道府県宛てに発出された技術的助言及び単位会から都道府県に対する改定要望と手数料改定の検討状況等について説明がなされた。

(2) 国際的で魅力ある次世代の建築職能人材の育成に向けた提言（案）

居谷専務理事より、資料10によって、この提言は、全国建築系大学教育連絡協議会で作成しつつある段階のもので、日本建築学会から五会会長会議に提案されたものであるとの説明がなされた。

(3) 当面の主な会議予定

事務局より、資料11によって令和7年7月迄の主な会議予定の報告がなされた。

(4) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料12によって令和6年8月から10月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされた。

(5) 事務局より、資料13によって後援名義等使用の催物について報告がなされた。

(6) 事務局より、資料14によって前回常任理事会以降の経過報告がなされた。

<配付資料>

資料1：令和6年度全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2－1：令和6年度上半期事業報告書資料2－2：令和6年度上半期決算報告書

資料3：令和6年度収支予算の変更について

資料4：令和7年度単位会組織強化支援実施要領（案）

資料5：令和7年度日事連建築賞について

資料6：新潟大会運営特別委員会の設置について（案）

資料7：令和8年度第48回建築士事務所全国大会の開催日等について

資料8：令和6年12月通常理事会招集通知

資料9：建築士事務所登録手数料について（技術的助言）他

資料10：国際的で魅力ある次世代の建築職能人材の育成に向けた提言（案）

資料11：当面の主な会議予定

資料12：会員・構成員異動報告等

資料13：後援・協賛名義使用の件

資料14：経過報告

■第2回総務・財務委員会 議事概要

日 時 令和6年11月6日（火） 14：35～17：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 石井繁紀

委 員 大宮利一郎、近山富貴、石畝正樹、渥美充広、福山雅也、早田倫明

担当副会長 白井 勇

特別出席 横山 守（建築士事務所企業年金基金 常務理事）

事務局 脇山、前田、三浦、伊東、松谷、中村

1. 建築士事務所企業年金基金について

建築士事務所企業年金基金横山常務理事より、資料1－1によって、令和5年度建築士事務所企業年金基金決算報告等について次のとおり説明がなされた。

本基金は全国の建築士事務所等を対象としており、日事連とJIAの共同事業であるが、運営は日事連主導で、総務・財務委員会が担当となっている。募集活動や制度変更等の大きな動きが必要なとき、ガバナンスの中心になってほしい。

令和5年度の決算状況は年金資産を必要とされる積立金から評価した結果、法令の継続基準及び非継続基準を満たす「健全な財政」状況であり、安心して加入していただける内容である。

ただし、安定的な業務運営には約3,000名の加入が必要であるが、現在は2,300名に留まっているため、今後も継続して募集活動に力を入れていく。

委員等より以下の発言があった。

- ・企業年金基金とiDeCoの違いは何か。

横山常務理事：iDeCoは個人で加入・運用するのに対し、企業年金基金は法人が退職金等の準備のために加入して活用するもので、全額損金扱いできる。

- ・転職した場合、基金に積み立てた持ち分はどうなるか。

横山常務理事：転職先に企業年金基金の制度があれば、持ち運びができる。

- ・会員サービスの一環になるため、重点的に広報していきたい。
- ・山口会で勉強会を開くことになっており、他のブロックや単位会からも要望があれば、勉強会を開催し、制度の周知を図っていきたい。

2. 令和6年度収支予算の変更について

事務局より、資料2によって、令和6年度収支予算の変更について次のとおり説明がなされた。

居谷専務理事が退任の意向を示され、10月16日付けで非常勤となり、12月に役員を退任することとなった。退職功労金等にかかわる予算は備忘科目1万円しか計上されていないため、増額する必要がある。また、確定した適合証明業務登録機関特別会計の前期繰越収支差額の変更もあわせて行いたい。

委員等より以下の発言があった。

- ・常勤役員の退職金の支払いはおよそ10年ぶりのことであるため、計算方式等を改めて確認した。常勤役員退職功労金規程に定められた計算式に基づき、退職金を算出している。その金額を一般会計と適合会計に95:5の割合で案分し、各会計の事業費と管理費に50%ずつ計上している。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

3. 令和6年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料3-1及び資料3-2によって、令和6年度上半期事業報告及び決算報告について次の通り説明がなされた。

(1) 上半期事業報告

総務・財務に関する概要は以下のとおり。

- ・建築士事務所登録手数料等の見直しについて、国土交通省から各都道府県宛に「建築士事務所登録手数料について（技術的助言）」が発出され、各単位会は県等に対し改めて手数料の早期見直しを要望し、自由民主党建築設計議員連盟に状況報告及び見直しに向けた支援を要請することとした。
- ・単位会組織強化支援については、5年度支援事業完了分に対する支援金及び会員増強奨励金を支給するとともに、6年度の支援事業の採択事業・内示額を決定した。
- ・会員（構成員）サービスについては、従来提供していた所得補償保険を、より割安な保険料で加入できる全国中小企業団体中央会の休業災害補償制度に移行した。また、単位会に会員へのサービスの状況や意向調査を実施し、会員向けの経営・業務支援サービスの周知を目的とした報告書を作成した。

(2) 上半期決算報告

一般会計に関する概要は以下のとおり。

- ・当期収支差額は1,497万円であった。
- ・予算額が大きい補助金収入及びそれに対応する調査研究費は、年度末に精算予定である。
- ・単位会組織強化支援金支出は令和5年度実施分であり、同額を積立預金から取り崩した。

適合証明業務登録機関特別会計については以下のとおり。

- ・当期収支差額はおよそマイナス573万円であった。
- ・講習会開催が下半期に集中しているため、上半期の収入は極めて少なかった。

委員等より以下の発言があった。

- ・事務手数料支出とは何か。

事務局：毎年3月に精算している、単位会への建賠保険事務手数料である。

- ・建賠の保険料全体の5%が日事連の収入に計上され、その40%ほどが日事連から単位会に還元されている。どういう取り決めでこの割合になったのか。

事務局：経緯は分からない。日事連サービスからはこれ以上の手数料割合の引き上げはできないと言われている。

- ・建賠保険は会員と非会員とで保険料に差がある。非会員のまま保険契約するより、事務所協会に入会してから建賠保険に加入すると、会費をカバーできるくらい割安となる場合がある。そのため、建賠加入目的で事務所協会に入会する会員も少なくない。
- ・調査研究費の明細を記載し、内容を分かりやすく示してほしい。
- ・講演講習会費も金額が大きいので、明細を記載してほしい。また、なぜ適合証明業務登録に関するものを別会計としているのか。

事務局：適合証明業務に関するものは収支を分け、独立採算としている。現在、フラットに関する検査業務等が減少傾向にあるが、会計を分けることにより、年々赤字額が増大しているのが明確に把握できる。住宅金融支援機構にアピールし、危機感を共有するためにも、戦略的に会計を分けていく必要がある。

- ・新潟会では講習会によって、年度ごとの収支に大きな変動がある。日事連はどうか。

事務局：日事連は適合証明と既存住宅状況調査技術者講習が3年タームであり、昨年が受講者数の多い年度であった。

- ・基本的に日事連の予算は毎年赤字傾向であり、総務・財務委員には特定資産の振り分けも考慮し、今後どうしていくか検討してほしい。

協議の結果、収支計算書に講演講習会費支出及び調査研究費支出の科目明細を追記し、監査会に諮ることとした。

4. 財政検討について

事務局より、資料4他によって、財政検討のこれまでの経過について次のとおり説明がなされた。

- ・令和3年度に会費規程を見直し、基本会費（月額3万円）を構成員数に応じた算出方法（1～6万円）に変更した。その結果、日事連の会費収入は527万円減少した。
- ・令和4年度は単位会、ブロック協議会への支援金・助成金等の見直しを中心に協議したが、継続事業については従来どおりの予算とした。
- ・令和5年度から主管会への全国大会負担金を1,600万円から1,200万円に減額した。
- ・令和6年度は単位会への建築士事務所キャンペーン助成金470万円を廃止した。ブロック助成金支出については、削減の方向で検討してきたが、従来どおり予算計上した。5年度予算は既存住宅状況調査技術者講習が受講者数の多い年度のため、2,000万円強の黒字予算であったが、6年度予算は4,000万円を超える赤字で編成した。特に適合証明特別会計は7年度の予算を立てるのが難しい状況である。

委員等より以下の発言があった。

- ・財政検討の全体の位置づけの中で、ブロック助成金のあり方についてどうするかを検討する必要がある。各ブロック協議会の収支状況を確認したところ、ブロック協議会によっては単位会への分配に充てられていることや、使われずに繰り越されているといったことが分かり、助成金が本当にブロック協議会の活性化のために使われているのか疑問に思う。
- ・令和3年度に単位会に財務に関するアンケートを実施したとのことだが、その結果等を改めてしっかり整理しながら、次に進めていきたい。
- ・令和3年度に単位会に対して実施したアンケートでは、過去3年間の状況についての財政状況を確認した。当時の結果では概ね3分の1の単位会は慢性的な赤字ということが判明した。
- ・現在の各単位会での財政状況はどうか。群馬会では今年度は初めて赤字予算を組んだが、県からの委託事業の委託金が入ればどうにか黒字になるだろう。
- ・宮城会は赤字であった。
- ・新潟会も赤字であった。
- ・兵庫会はぎりぎり赤字であった。
- ・福岡会は黒字であった。
- ・広島会は赤字であったが、支出を見直し辛うじて黒字となった。
- ・福井会もひっ迫しているが、全国大会も終わり、財政改革に取り組まないといけない状況である。

協議の結果、石井委員長と白井副会長が検討内容を精査し、2月の委員会で再度協議することとなった。

5. 令和7年度単位会組織強化支援について

事務局より、資料5によって、令和7年度単位会組織強化支援について次のとおり説明がなされた。

前回の委員会で単位会に対し自己評価等のアンケート調査を実施することとなり、令和5年度実施結果および令和6年度採択事業についての状況を調査した。

令和5年度は対象事業54事業中44事業の回答を得られた。事業の新規と継続の割合はほぼ半々であり、自己評価は「見込み以上の効果を得た」が7事業、「概ね見込み通りの効果を得た」が29事業、「十分な効果が得られなかった」が4事業であり、自己評価は概ね高かった。令和7年度以降も同様の事業を継続していきたいかという設問に対しては、全体の5分の3が継続の意思を示している。

令和6年度は対象事業48事業中41事業の回答があった。現在進行中の事業であり、期待される効果について確認し、令和7年度以降の継続についても、5年度の回答と同様に今後も地道に続ける意向が確認できた。

委員等より以下の発言があった。

- ・アンケート結果を分析したところ、事業の種類は技術研修と業務普及で全体の60%を超えている。また、次に多い事業は業務改善であり、こういった事業は単位会にとって非常に大事な部分であると感じた。
- ・本事業を開始したきっかけは、令和3年度の単位会への財政状況アンケートで、「単位会の財政がひっ迫している」ということが分かったためである。できるだけ多くの単位会を支援したい。来年度は最終年度であり、改めて見直しても良いだろう。また、本事業の予算は5年で1億円であるが、全体の4分の1の予算は未消化である。
- ・実施要領案はどうするか。

事務局：4回目申請の事業の取り扱いについて検討してほしい。今回の調査でいかに単位会が継続を望んでいるのかが明確となった。

- ・組織強化に繋がればよいのではないかと思う。

事務局：「3回目以降は50%」もしくは「新規事業を優先する」といった表現ではどうか。

- ・申請事業が年度跨ぎになる場合の取り扱いをどうするか。7年度は本事業が最終年度となるため、それを念頭に申請してほしいといった内容を盛り込んだ方がよい。

事務局：最終年度であることを配慮の上、申請してもらうよう記載したい。

協議の結果、募集要領に3回目以降の申請事業は50%、単年度で事業を完了することを前提に応募するよう記載すること及び単位会への予告は早めに実施することとした。

6. 12月13日全国会長会議のスケジュール等について

事務局より、資料6によって、12月13日全国会長会議のスケジュール等について次のとおり説明がなされた。

12月の全国会長会議は岐阜市のホテルグランヴェール岐山で開催する予定である。

政経フォーラムの講師は本田太郎議員にお願いしている。今回は専務理事の交代に伴い、臨時総会及び臨時理事会もあわせて開催する。昨年の全国会長会議では組織強化支援事業のモデル事例を発表したが、今回も実施するか検討してほしい。

協議の結果、今回は開催まで時間が無いため、事例紹介は行わない方向で、原案のとおり常任理事会に諮ることとした。

7. その他

事務局より、上野会長から総務・財務委員会における検討事項が出されているため、今後の委員会で検討を進めていきたい旨の説明がなされた。

次回日程 令和7年2月27日13:30～16:00

配布資料

資料1：令和5年度「建築士事務所企業年金基金」決算報告等について

資料2：令和6年度収支予算の変更について

資料3-1：令和6年度上半期事業報告書

資料3-2：令和6年度上半期決算報告書

資料4：日事連の財政検討についての基本的な考え方について

資料5：令和7年度 単位会組織強化支援 実施要項（案）

令和5年度単位会組織強化支援事業 評価等回答書 総括表

令和6年度単位会組織強化支援事業 目標等回答書 総括表

■第1回教育・情報委員会 議事概要

日 時 令和6年11月15日（金）15:00～16:46

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 山口 聡

委員 花田 順、佐藤啓智、河島 寛、西根裕晴、神余智夫、當間 卓

担当副会長 村田良太

事務局 居谷、野出、東小川

議 事

1. 本委員会について

○ 委員長と事務局から本委員会について説明・確認した。（資料1）

- ・本委員会の位置づけについて、総会のもとに理事会、常任理事会があり、常任理事は各ブロックから1名ずつ選出され、そのうち5名が常置委員会の委員長を担当している。本委員会のもとには「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂ワーキンググループ」が設置されている。
- ・本委員会の事業は、定款、定款施行細則に基づいている。定款施行細則「（2）単位会及び構成員に関する情報の把握並びにデータベース化にかかわること」は、以前「会員建築士事務所の基礎的データ調査」を行っていたが、現在はICBA（（一財）建築行政情報センター）によりデータベース化されたため、おもだって扱っていない。
- ・理事会で承認済みの令和6年度事業計画は資料のとおり。本委員会の下に「景観・まちづくり専門委員会」を置いていたが、事例集の発行をもって一定の役割を終えたとし、組織再編の際にクローズすることになった。また、建築関係団体と地方公共団体で構成される「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」ワーキンググループに同委員会から委員を派遣していたが、委員会が消滅したことに伴い派遣をとりやめた。そのため「6）景観・まちづくりの活動事例の会誌広報」は、今後おもだって扱わない。
- ・理事会で承認済みの令和6年度予算は資料のとおり。収入は約1,800万円、うち開設者研修会のテキスト収入が1,200万円、管理建築士講習はテキスト収入と委託費で220万円、建築士定期講習の委

託費は320万円。支出は約750万円、うち開設者研修会のテキスト作成費が350万円、管理建築士講習のテキスト作成費が210万円、委員会費が60万円。紙面上での収支差額は約1,000万円。

- ・本委員会は原則年に3回開催。1回は対面、2回はWeb会議としている。

○ 委員からの意見は以下のとおり。

- ・「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」ワーキンググループへの派遣をとりやめてしまったことは、日事連としてよいか。

→事務局：新たに要請があれば、本委員会の委員も含めて相談する。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

○ 事務局から「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について説明・報告した。（資料2-1、2-2、2-3）

- ・これまでの経緯、受講義務づけに関する近年の動きは資料のとおり（資料2-1）。平成24年度から現在のスタイルになり、今年度は第3期の3年め。今後のスケジュールについて、4年めの令和8年1月には次の新しい「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WG」を組織し、5年めの令和8年度は執筆期間にあてる。テキスト改訂にあたって受講者にアンケートをとる場合は、今年度中に項目を決定する必要がある。

- ・実施要領は資料のとおり（資料2-2）。各章の概要に触れてはほしいが画一的な内容である必要はない。地域の事情・講師の裁量で内容を選択して構わない。下線部を読み上げるものではない。テキストは研修会用のみでなく建築士事務所の手引書として使えるよう作成している。また動画講習の方がよいという意見はあるが、地域の情報や講師の体験談などの独自色を出し、倫理的な内容でもあるため2期前の委員会において、講師が対面講習を行うこととした。

- ・令和5年度の実施結果一覧は資料のとおり（資料2-3）。42単位会60会場で2,794名が受講した。

- ・令和6年度の実施計画・結果一覧は資料のとおり。43単位会58会場で実施予定。上半期は2単位会3会場で165名が受講。11月12日現在、551名が受講。

- ・詳細データ、知事指定・指導要綱状況一覧は資料のとおり。ここ5年間のデータでは、会員の受講率が約30%、非会員が13.3%、全体で15.8%。

- ・どうしたら魅力ある研修会になるか、次回委員会で各委員の意見を聞きながら検討を進めたい。研修会の方針を定めるのは本委員会の役割で、テキスト改訂ワーキンググループはその方針に基づいて執筆を行う。

○ 委員からの意見は以下のとおり。

- ・青森県では、本研修会の受講者は建築士に限られているため、建築士ではない開設者は受講できないが、ほかではいかがか？

→ほかの委員：建築士でない開設者も受講可。

- ・受講者にテキスト内容のアンケートをとっても、ピンと来ないのではないか。

→事務局：前回も講師にはテキスト内容、受講者には講習内容のアンケートとなった。受講者へのアンケート結果は、テキストを読み上げるだけではなく独自色を出す講義の方が高評価だった。

- ・委員の中で本研修会の講師をしている方は？

→（花田委員、）西根委員、神余委員、村田担当副会長。

- ・資料2-2、実施要領「1. 趣旨」の「建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者」とあるが、必ずしも開設者が契約締結者にならないといけないのか。本研修会を受講する必要のある開設者が、規定されるとよい。

→事務局：契約締結者は法律上規定されているわけではないため、言い過ぎ。法律上、開設者の規定がないため困っている。

- ・受講料の目安は、ここ数年変わっていないか。日事連も単位会もジリ貧なので、上げてはどうか。テキスト代も、4,400円で間に合っているか。

→事務局：長いこと変更していない。

→受講料や時間割、テキスト代も、本委員会で検討できるのか。

→事務局：検討していただきたい。受講料の目安もテキスト代も、現状どんぶり勘定。

3. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

- 事務局から法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について説明・報告した。（資料3-1、3-2）

- ・実施状況について、受講者数等は資料のとおり（資料3-1）。両講習とも、登録講習機関である（公財）建築技術教育普及センター（以下、建築教育センター）から実施協力機関として委託を受け、単位会が実施団体となり運営している。今年度からプレ印字版申込書が廃止、申込・受付方法がオンライン化。
- ・管理建築士講習は、半分弱の単位会で実施。受講手数料は16,500円（税込）、配分は単位会4,618円、日事連1,950円（税抜）。日事連でテキストを作成。上半期は107名が受講。
- ・建築士定期講習は、（公社）日本建築士会連合会（以下、士会連）も実施協力機関となっている。事務所協会と建築士会の受講者数比率は例年4：6程度。受講手数料は12,980円（税込）、配分は単位会4,970円、日事連530円（税抜）。上半期は3,248名が受講。
- ・両講習とも、建築教育センター直轄のオンライン講習の開始に伴い、令和4年度から人数が急激に減っている。さらに申込・受付方法がオンライン化され、会場講習受講者は一層の減少が見込まれる。オンライン講習の上半期の受講者数は、管理建築士講習224名、建築士定期講習2,363名。
- ・建築士定期講習の申込データは資料のとおり（資料3-2）。10月末時点での、オンライン講習申込率は22%弱、3年前の修了者数に対する申込み率は65%弱。ともに、都道府県によって大きな差がある。
- ・令和6年度「管理・定期講習」実施計画・結果一覧は資料のとおり。

4. 他団体との講習の協力開催等について

- 事務局から膜構造による魅力ある空間創造「膜構造・見学会&講習会」について説明・報告した。（資料4）

- ・今年度の開催案内は資料のとおり。（一社）日本膜構造協会（以下、膜協）との共催で、11月6日に東京臨海部のスポーツ関連施設において「膜構造・見学会&講習会」が実施された。近年、参加者が少ないため、開催地の周辺のみならず全国に案内の対象を広げた。30名の参加者のうち事務協会員と膜協会員が半々。来年度の開催地は名古屋周辺を予定。膜協では設計者への発信のチャンネルがないとして、本会と共催している。
- ・膜協では次回から、士会連や（公社）日本建築家協会（JIA）にも協力を求めようか検討しているとのこと。

5. 令和6年度上半期事業報告について

- 委員長から予めメール決議で承認を得た令和6年度上半期事業報告について確認した。（資料5）

6. その他

- 次回委員会 令和7年1月27日（月）14:00～16:00

配付資料

令和6・7年度「教育・情報委員会」名簿、機構

資料1：定款、令和6年度 教育・情報に関する事業計画、予算

資料2-1：これまでの経緯、受講義務づけに関する近年の動き

資料2-2：令和6年度「開設者研修会」実施要領、講師あて文書、実施形態について

資料2-3：「開設者研修会」令和5年度実施結果一覧、令和6年度実施計画・結果一覧、詳細データ、知事指定・指導要綱状況一覧

資料3-1：「法定講習」実施状況について、受講者数等

資料3-2：「定期講習」申込データ、令和6年度「管理・定期講習」実施計画・結果一覧

資料4：膜構造による魅力ある空間創造「膜構造・見学会&講習会」のご案内について

資料5：令和6年度 教育・情報に関する上半期事業報告

■第1回業務・技術委員会 議事概要

日 時 令和6年10月28日（月）15:00～17:05

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 大村 修

副委員長 安藤春久

委員 石山良一、小川憲一、山岸敬広、更谷 優、南 佳孝、前原 博

担当副会長 西 洋一

会 長 上野浩也（特別出席）

事務局 居谷、脇山、前田、野出、千浜、安藤、岡本、吉田

議 事

- ・特別出席の上野会長より、省エネ義務化や4号特例の縮小などが来年予定されており、建築士をサポートするサポートセンターが設置されることとなり、京都会でも参加することとなった。機能するかどうかかわからないが会員が困らないようサポートしていきたい、仲間をサポートできるようにこの委員会でも検討していただきたい旨の挨拶があった。
- ・大村委員長より業務・技術委員会では、傘下の専門委員会、WGなどの活動の報告を受ける形となるが、各ブロック協議会等へフィードバックをお願いしたい、疑問の点などがあればどんどんご意見をいただきたい旨の話があった。

協議事項

1. 令和6年度上半期 業務・技術に関する事業報告について

- 資料1により令和6年度上半期の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明された。四会約款の英訳版はこれからできるのかとの質問があり、まだ作成するかどうかの検討中である旨に記載を修正することとした。また事務局よりマロニエBIMコンペKANAGAWAをマロニエBIMコンペかながわ2024に修正する旨、説明があり、資料1のとおり了承された。

報告事項

1. 各専門委員会・WGよりの報告

○資料2-1により既存住宅状況調査技術者講習の令和6年度の事業予定とこれまでの受講者数、修了者数について事務局より報告された。主な内容は以下のとおり。

- ・会場講習は4月～翌年2月の間で開催。オンライン講習は5月～翌年2月のうちの8か月間で4サイクル開催予定。
- ・これまでの受講者数は、会場とオンラインあわせて新規205名、更新は220名であり、合計で425名。令和6年度の想定受講者数が800名であるので、ほぼ半分を達成。
- ・既存住宅状況調査技術者の各団体のパーセンテージは、当初は約14%であったが、近年は他会が減少しているところ日事連では26.5%と比率を上げている。

○資料2-2により適合証明技術者の登録について事務局より説明された。

- ・令和6年度の事業計画では、新規・更新の登録受付・講習を実施するほか、業務調査、ホームページによる情報公開を行う。現在、適合証明技術者支援情報のホームページにおいて、登録・講習の受付案内、講習の実施日程等を広報している。オンライン講習の申込者が現在、約140名、そのほか会場講習があるので220名程度は登録する予定。

○資料2-3～2-5により事務局よりBIMについての現在の状況について説明された。主な内容は以下のとおり。

- ・資料2-3は建築BIMの社会実装に向けた国土交通省の取り組み。BIMによる建築確認審査に向けて、現在BIM図面審査のためのガイドライン・マニュアル案、ツール案等を作成。2026年には申請・審査の実現を目指す。BIM図面審査ガイドライン等についての意見照会、図面審査の利用意向等に関するアンケート調査などを行っている。
- ・資料2-4はマロニエBIMコンペかながわ2024について。2019年から対象を学生から社会人にまで広げて実施。現在一次審査まで終了しており、11月2日に二次審査を行う予定。
- ・資料2-5は、国土交通省の補助事業として行っている建築BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術者研修の進捗状況を示した。福岡会に運営を委託。各クラス100名の受講者で座学の動画講習と実際のプロジェクトを完成させる実習で構成。教材資料、講習は講習終了後にBIM GATEで公開予定。

○次のような意見交換を行った。

- ・既存の講習も適合証明の講習もオンラインでの講習を行っているが、将来的にはオンライン講習が増えていくのか。
 - 既存について国土交通省はオンライン講習は最初は大めと言っていたがコロナ禍でオンラインを認めるようになった。いつでも何回でも受講できるメリットがある。IT関係に弱い方は会場で受講している。
 - 単位会の収入の中では受講料収入は大きい。だんだんと収入が見込みにくくなっていく。
 - 全体として受講者が減っている状況である。
- ・BIMの図面審査とデータ審査であるが目標の期日が迫っている。審査機関の準備の状況は？
 - 審査機関でも準備に入っていると思われる。順次対応していくのではないかと。
 - 大きな審査機関であればシステムを組めるが市町村の〇〇組合のようなところでは無理なのではないかと。
 - 確認機関も見られない。
 - 審査機関向けガイドラインが準備されているので順次対応していくのではないかと。

→立面と平面が一致してみられるのはよいが全体が見えにくい。消防の同意が一番難しい。

→将来的には各データが連動していくことを目指している。

- ・福岡会さんに委託しているB I Mの研修プロジェクトは基本的には継続して行うのか。

→今年で終る予定。

→申込者が500名でそこから100名に絞るのはどのようにしているのか。

→ランダムに番号を振って上から100名としている。

2. 改正建築基準法・省エネ法の施行について

○資料3-1～3により改正建築基準法・省エネ法の施行に伴う講習会の実施、令和8年以降に予定されている中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し、木造戸建住宅の大規模なリフォームに関する建築確認手続きについて事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・資料3-1は国土交通省のホームページ。設計実務等講習会、改正法説明会のテキストとオンライン講座、建築士事務所等にあてた法改正周知のダイレクトメール、改正法に関する情報、マニュアル・ガイドラインなどが掲載されている。設計等実務講習会については10月より各地で開催されるので受講してほしい。また2026年4月改正予定の中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて中規模の工場、事務所、学校、ホテル、百貨店、病院、飲食店、集会所等でそれぞれ省エネ基準が引き上げられることが予定されている。
- ・資料3-2は木造戸建の大規模なリフォームに関する確認手続きについてで、建築基準法改正に伴い建築確認工事が必要な建築物の範囲が変わること、屋根、外壁、床、階段の改修の建築基準法上の取り扱いや増改築の場合の省エネ適合義務の対象となる部分、改正建築基準法の施行日前後における規定運用に関する留意事項等が示されている。
- ・資料3-3は改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた建築士のサポート体制について。事務局を日本建築防災協会、各都道府県では事務所協会や建築士会、住宅センターなどが窓口となっている。

○次のような意見交換を行った。

- ・ここにはまだ載っていないが茨城会では防災協会と契約して来年1月から窓口を設置する予定。
- ・滋賀会では建築センターが窓口となることになっているが、事務所協会も協力することになっている。
- ・対価は支払われるのか。
- ・防災協会より1件当たりの費用が支払われる。半年間で160件の上限がある。報告書を防災協会へ送付する。質問をたくさん受けたいがどれだけのことができるか。住宅センターに振ることが多いような気がする。
- ・とんでもないクレーマーが現れたりするので協会としては注意が必要。京都会は受けることにはしているができるだけ建築センターに振るように言っている。サポートしてもらって確認が下りなかったらどうしてくれるといわれる恐れがある。
- ・電話での相談となるのか。
- ・電話では無理。FAXやメールで質問内容を事前に聞く。3月31日までに着工したいという駆け込みへの対応が大変かと思う。確認機関に振るべき。対価をもらえるというよりリスク回避をしたほうがよい。
- ・人を置かなければならないリスクもある。全部確認機関に振るという態勢を取らざるをえないかもしれない。
- ・人助的な要素は。
- ・業をやっている人であれば、大抵はわかることが多い。

3. 自衛隊施設の強靱化について

○資料4により自衛隊施設の強靱化について事務局より説明された。

・防衛省では令和5年度より10年かけて自衛隊施設の老朽化に伴う改修、防護性能付与に伴う改修などを予定しているが、入札不成立となる業務が多く、事務所協会へ各地方部局から説明に行くことを検討している旨、防衛省の担当部局より話があった。入札に参加しづらい条件があれば改善していきたいとのことであるので問題点等を各ブロック等でも確認してほしい。

○次のような意見交換を行った。

- ・1つのロットが大きく、大手事務所でなければ引き受けられないと感じた。
- ・セキュリティの話は出ていたか？
- ・出ていたがそれほど厳しいようには感じなかった。
- ・いま、マスタープランを作っているところだが、インターネットを他からのぞかれないようにしてほしいなどの制約があるようである。
- ・マスタープランは大きなロットであるがこれからは各発注部局単位で進めるようである。事務所規模が大きくなっても対応可能なのではないか。

○次回の開催予定 令和7年1月21日（火）14:00～16:00

配付資料

委員名簿

日事連・機構

資料1：令和6年度上半期事業報告 業務・技術に関すること

資料2-1：令和6年度既存住宅状況調査技術者講習の実施状況と令和6年度の講習計画について

資料2-2：フラット35適合証明技術者支援情報

資料2-3：建築BIMの社会実装に向けた取組について

資料2-4：マロニエBIMコンペかながわ2024

資料2-5：BIM技術者に対する技法、技術研修

資料3-1：住宅・建築物の設計・施工等に携わる皆さまに向けて講習会を開催します

資料3-2：木造戸建ての大規模なリフォームに関する建築確認手続きについて

資料3-3：改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた建築士サポート体制

資料4：自衛隊施設の強靱化について

■第1回指導運営委員会 議事概要

日 時 令和6年11月8日（金）15:00～17:20

場 所 日事連会議室

出席者 委 員 長 仲摩和雄

委 員 鈴木雄二、中川 潔、鎌江良英、田中健一、平野 実

担当副会長 内野輝明

会 長 上野浩也（特別出席）

事 務 局 脇山、前田、千浜、安藤、吉田

欠席者 委 員 奥村一利

議 事

- ・仲摩委員長より、来年4月に改正建築物省エネ法・建築基準法の施行を控えており、建築士事務所の業務範囲がさらに多岐にわたると同時に、苦情相談の範囲もますます広がっていくことが予想されるが、苦情相談を受けてしっかりと対応していくことが事務所協会に課せられた使命となっているため、単位会の役に立てるよう本委員会で調査・研究していきたい旨の話があった。
- ・上野会長より、法定団体として認められたのと同時に苦情の解決業務を行うことになったが、消費者保護を第一に考えてもらいたい旨の挨拶があった。

1. 令和6年度上半期 指導運営に関する事業報告について

令和6年度上半期の指導運営に関する事業報告案について、事務局より説明がなされた。（資料1）

上半期の受付件数は26件であった。苦情相談業務の流れとしては、受付を行い、相談者面談を行った後に苦情対象事務所へ苦情処理要請を行うことになる。事務所へ苦情処理要請を行ったが、事務所と連絡が取れないなど事務所からの説明が無い場合には、最終的に知事へ報告することになる。

「実施規程第11条による終了」とは、『苦情の解決業務の規程モデル等関係資料』の第11条を指しており、16条の「相談・助言またはあっ旋により解決したとき」と、その逆で17条の「申出人と苦情対象事務所との間の意見の乖離が埋まらず、解決の見込みがないとき」が終了の理由として比較的多く見られる。14条の「あっ旋について、申出人または苦情対象事務所の同意が得られないとき」も見られるが、あっ旋については相談者と苦情対象事務所双方の同意が得られない場合は行うことができない。多くは事務所からの同意が得られず、あっ旋に移行できないため相談業務を終了している。

各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。

2. 苦情の解決業務の事例集について

苦情の解決業務の事例集作成の年間スケジュールについて、事務局より説明がなされた。（資料2）

事例集は年2回発行しており、単位会で苦情相談の対応に当たる相談員の参考にしてもらうことを目的に提供している。そのため、会員全員に配布しているものではない。

上半期分を9月末、下半期分を3月末で締めているため、事例集の作成スケジュールとしては半年後ろにずれて、上半期分を3月、下半期分も含めた1年分を冊子にして9月に単位会へ提供している。

本委員会は年3回、2年の任期中に6回の開催を予定している。事例集の作成に向けて、第1回の委員会で上半期分の個別レポートの内容確認を行い、第2回の委員会までに担当委員にて個別レポートの内容がわかりやすくなるよう精査・修正してもらい、第2回の委員会で担当委員から個別レポートの修正点や単位会に確認した内容等について説明してもらう。上半期分はPDFでの提供となる。下半期分も同様の流れとなるが、委員会の開催が年3回のため、修正後の個別レポートの内容についてはメールで確認してもらうこととなる。

3. 令和6年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

単位会より提出のあった令和6年度上半期の苦情の解決業務実施報告書の概要について、事務局より説明がなされた。（資料3）

上半期分は令和6年4月1日～令和6年9月30日の間に相談業務が終了した案件で、単位会から10件の個別レポートが提出された。このあと各個別レポートを担当する委員を決定し、事例集への掲載に向けて、委員会で出された確認点や担当委員自身の不明点等を担当委員から個別レポート提出単位会へ確認してもらい、レポートの内容がわかりやすくなるよう精査・修正してもらう。

協議の結果、10件全てを助成の対象とし、事例集への掲載については次回の委員会にて修正後の個別レポートの内容を確認し、協議することとした。

個別レポートの精査・修正を担当する委員を以下のとおり割り振り、1月10日（金）までに事務局へ返送してもらうこととした。

[事例] [担当委員]

群馬会・・・・・・・・・・鈴木委員

千葉会・・・・・・・・・・中川委員

東京会・・・・・・・・・・鎌江委員

神奈川会（3件）・・・・田中委員（008）、平野委員（009）、奥村委員（010）

滋賀会・・・・・・・・・・鎌江委員

長崎会・・・・・・・・・・平野委員

熊本会・・・・・・・・・・仲摩委員長

鹿児島会・・・・・・・・・・仲摩委員長

4. 個別レポートに関する助成制度の令和7年度以降の方策について

来年度以降の個別レポートに対する助成制度について、事務局より説明がなされた。（資料4）

法定団体として苦情の解決業務に取り組むようになったことに伴い助成制度が設立されたもので、当初は平成21年1月～平成22年度までを助成期間としていたが、その後2年ごとに延長を行い、令和4年度の本委員会で2年間の延長を決定したため、令和7年3月31日までが助成期間となっている。

あくまで個別レポートに対する助成（1件につき12,000円）であり、苦情相談業務に対する助成制度ではなく、一般の建築相談や建築士事務所の業務に対する苦情ではないものについては助成の対象外としている。

令和7年度以降の方策としては、これまで通り2年間の延長（令和9年3月31日まで）を行う案としている。

次回の委員会にて、令和7年度以降の助成制度について協議・決定することとした。

5. 住宅紛争処理支援セミナーの実施について

住宅紛争処理支援セミナーの実施について、事務局より説明がなされた。（資料5）

（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下、紛争処理支援センター）よりセミナーの実施を依頼されたもので、今年度初めて実施する。法改正により専門家相談および紛争処理の対象が拡大し相談件数が増加していること、また委員の高齢化も深刻化しているため、建築士紛争処理委員について知ってもらう機会を設け、新たに紛争処理に携わる人材の確保に繋げることを目的としている。

紛争処理支援センターからの補助で実施するため、受講料無料での開催となるが、1回につき20名程度の受講者数の確保が要求されている。

契約ベースでは単年度契約になるが、来年度も継続して開催してほしい旨の打診を受けており、来年度は今年度開催した4単位会を除いた7～8単位会での開催を計画していく予定である。今年度開催する4単位会には、各講師（弁護士および建築士の紛争処理委員）にセミナー内で使用する資料の作成を依頼したが、開催単位会を増やして実施するためには、この部分の共通資料を作成する必要があるため、今年度各講師で作成した資料を参考に、来年度新たに作成する予定である。

住宅紛争処理支援セミナーと併せて、事務所協会で行っている苦情の解決業務を基に、日頃の業務の参考にしてもらえるよう設計・工事監理業務におけるトラブル回避のポイントも解説することとしている。テキストおよび解説動画は先期委員会にて作成済であるため、それを来年度も継続して使用する。

■次回日程 令和7年2月5日（水）14:00～16:00

提出資料

資料1	令和6年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）
資料2	苦情の解決業務の事例集作成 年間スケジュールのイメージ（案）
資料3	令和6年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）
資料4	個別レポートに関する助成制度の令和7年度以降の方策について（案）
資料5	住宅紛争処理支援セミナーの実施について
参考資料	建築士紛争処理委員の推薦状況【取扱注意】（委員限り）
配布資料1	指導運営委員会 委員名簿
配布資料2	委員会等構成
配布資料3	苦情の解決業務の事例集（令和5年度）
配布資料4	苦情の解決業務の規程モデル等関係資料
配布資料5	「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」テキスト
配布資料6	「建築士事務所のトラブル回避のポイント」テキスト

■第20回法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和6年10月16日（水）10：30～12：45

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 樋上雅博

委 員 東山 圭、黒木正郎、白井 勇、荒井誠二、仲摩和雄、吉田 茂

会 長 上野浩也（特別出席）

事務局 居谷、脇山、前田、千浜、東小川

議 事

上野会長よりすべての建築物の書面での契約の実施、業務独占の拡大などを通じて、消費者保護や業務の拡大をめざすことを検討していくことがこの委員会の目標である旨の発言があった。

1. これまでの業法制定運動の歩みについて

○資料2、参考1により「これまでの業法制定運動の歩み」について吉田委員より説明された。主な内容は以下のとおり。

- ・建築士法は議員立法により成立し、資格法であり、かつ業務法である性格を持っていた。
- ・建築士事務所については届出制であり、設計・工事監理の業という概念はなかった。
- ・日事連の前身である全国建築士事務所協会連合会においては、資格法と業法の分離確立、建築士事務所業務団体の法制化と強制加入を図ることを第2回総会で決議。
- ・その後、建築士事務所法案要綱、建築設計監理業法（案）要綱などを作成、国会議員に建築設計監理業法の制定を要望するなどの運動を続けた。
- ・平成9年、議員立法により建築士法の一部が改正され、建築士事務所にかかわる書類の閲覧、書面の交付などの条項が追加、日事連は建築士事務所の業務の適正な運営を図ることを目的とする指定法人に指定された。
- ・平成17年、構造計算書偽装事件をうけ、建築士法の抜本改正の提言を行う。平成18年建築士法の一部が改正された。平成21年に建築士事務所協会連合会および都道府県建築士事務所協会が法定団体となった。
- ・平成22年新法制度検討WGにて「建築士事務所法の提案」をとりまとめ、設計三会と意見交換。他会からの提案項目も追加して三会共同提案とした。

- ・平成26年三会共同提案を反映した建築士法の一部を改正する法律案が可決、成立。書面による契約締結の義務化、一括再委託の禁止、報酬基準に準拠した契約締結の努力義務などが法制化された。

○次のような意見交換を行った。

- ・平成26年の時には三栖元会長は業法にこだわっていた。それ以降は建築士法の改正にならざるをえないのか。これからも業法ということにこだわっていくのか。
- ・又聞きではあるが、業法という建設経済局の扱いになる。建築士法は住宅局の扱いになるので業務の部分のみ分化するのはシステム上できないと言われたらしい。我々の資格に近い電気では、資格法+電気工事法が同じ局の中にあるが。
- ・根本的なことなので共有していかないといけない。
- ・業務法だからといって必ず建設経済局とは限らないのではないかと。必要性を訴えていくことが重要。
- ・大上段に業法を主張していくのは厳しい。実現していない要望を精査して、できるところからやっていく。
- ・建築士法の中で業の確立に取り組んでいくということは可能性としてはなきにしもあらず。相談しながら進めていきたい。

2. 建築士法の抜本改正の提案について

○資料3, 4により吉田委員より「建築士法抜本改正の提案」について説明された。

主な内容は以下のとおり。

- ・改正案の基本方針としては、「資格法+業法」としての「建築士法」、DX時代の「資格法+業法」、現行制度を否定することなくプラスαにより「資格法+業法」を目指していく。
- ・提案項目としては、法律の名称及び目的の見直し、建築士事務所の業務内容及び「設計」の定義条文の見直し、建築設備士の業務内容の見直し、開設者の要件規定及び業態に見合う建築士事務所の種別整理、建築士法人の新設、小規模建築物の建築主の保護に関する規定強化の6項目を挙げている。

○次のような意見交換を行った。

- ・JIAから日事連に近く話があるのではないと思うが、JIAでは登録制を検討している。資格制度をどうしたらいいか大きな議論をしなくてはならない。建築士免許の国際化の議論、70年前から世の中は変わっている。海外の建築主の要望に応えるのは海外の建築家しかありえない。まだ生煮えのところも多いが。
- ・建築士法人で提案している建築家はAPECアーキテクトと同等の資格としている。
- ・UIAへの加盟、JIAが考えるのはこのあたり。その部分とそれ以外のことをうまく融合してお互いにやりたいことを実現できればと考えている。
- ・提案する6項目は建築士会との協議は可能か。
- ・この6項目でいいのか。委員会で議論していきたい。
- ・どこかがだめといったら進まなくなる。
- ・三会の同意が必要。日程的にはどれくらいのスケジュール感でいけるのか。
- ・誰がどういうことで困っているのか→実態→法改正となる。エビデンスを集めることが必要。
- ・設備士についていえば実際に業務を行っているのは設備士。このままでは機能しなくなる。建築士事務所の地位向上としての建築士法人は会員の中に別格のものをつくることになる。ずっと株式会社でやってきた。ワンランク上のJIAは別として我々の中では大規模、中規模を含めてやってきたことが変わっていく大きな要素をはらんでいる。
- ・これまで取りこぼしてきたことを時代に即して変えていきたい。

- ・資料1の会長の提案にあった小規模建築物の建築主保護は新しい視点。調停委員をしているが小規模どころかリノベーション、内装などで問題が非常に多い。建築士の関与はない。そういう面からの消費者保護はこれからストック活用の時代で必要。いくつかの視点に立つとこのようなことがあるということが3つか4つくらいは提案できそうである。
- ・私の案として次回の委員会に提出することはできそうである。
- ・皆さんにもお願いしたい。
- ・6項目を包括的に検討していくのか、その中でも特にこれはというものを詰めていくのか。事務所登録の登録料の問題は2年間かけてやってきて成果が出ている。三会と協議しつつ、国土交通省とも協議していかないといけない。
- ・2年後にこうしようというのは難しい。1年、1年、目標を決めてやっていく。将来もっと変わる可能性がある。将来の可能性についてもフォローすることが必要。
- ・大義名分と共有プロセスが大事。
- ・プロセスを作り上げることで他の会も乗ってくる。
- ・資格と業はダイレクトには結びつかない。時代の変化や現状の問題などを解決する方法として士法の抜本改正や建築士法人などを提案していく。資格と業を分けないと解決できない問題ではない。

3. 今後の進め方について

○榊上委員長よりこの委員会で何をいつまでにするのか、この2年間でどこまで詰めていくのかの方向性を出したいとの話があり、次のような意見が出された。

- ・小規模の業務独占の問題はかなり早く進めたほうがいい。現行法や来年度からの基準法との整合性もとれなくなっている。改正ありきではなくなぜ改正しなくてはいけないかということを明確にしていく。また日事連の必要性を実感してもらうためにも小規模の業務独占の問題はできるだけ早くやるべきだと思う。建築士法人関係の問題はかなり議論を呼ぶのではないか。地方だと公共団体は建築士法人を指名してしまうのではないかという恐れがある。できるところから早急に進めることがよいと思う。
- ・今話をきいていて早く進めるべきことは早く進めるべきと思ったが、会員への情報開示も大事と思う。会員の合意が必要。
- ・社会の状況を考えるとばらばらの議論はふさわしくない。2年後には何らかの提案をしていきたい。各会がどこまで内部で議論をしていくか。
- ・優先順位をつけて何を目標にするのか、それも委員会で議論するのか。その道を考えていかないといけない。
- ・何かを形にする。6項目を具体的に掘り下げて提言書を作成する。
- ・この委員会はいろいろな法律対応もしてきた。意匠法などもやってきている。これからも問題となることが出てくるかもしれない。
- ・法改正が行われるときには、重点を置いて説明すべき項目と「とも連れ」としてこの際だからと改正する項目がある。

○次回開催 令和7年1月22日（水）10:30～12:30

配付資料

委員名簿

第19回議事概要

資料1 法制度特別委員会検討事項

資料2 日事連“業法制定運動の歩み”

資料3 建築士法の抜本改正の提案（中間報告）

資料4 建築士法の抜本改正の提案（たたき台案）

参考1 建築士法の解説

参考2 建築士制度と構造安全の確保に関する考察

参考3 建築ストックの水准确保：現行法制度の発展的見直し（取扱注意 委員限り）

令和6年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和6年11月1日～11月30日

2. 会 員 在 籍 正会員 47団体 構成員 14,203事務所
賛助会員 11社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 2	933	4,008	23.3 %	△ 1	276	29.6 %
青 森		161	872	18.5 %		46	28.6 %
岩 手		273	885	30.8 %		82	30.0 %
宮 城	+ 4	319	1,737	18.4 %	+ 1	91	28.5 %
秋 田		135	926	14.6 %		46	34.1 %
山 形		214	1,041	20.6 %		61	28.5 %
福 島		231	1,383	16.7 %		71	30.7 %
茨 城		421	1,758	23.9 %	+ 1	147	34.9 %
栃 木		164	1,253	13.1 %		76	46.3 %
群 馬		187	1,514	12.4 %		90	48.1 %
埼 玉		430	4,265	10.1 %		135	31.4 %
千 葉	+ 1	333	3,161	10.5 %		113	33.9 %
東 京	△ 2	1,638	14,009	11.7 %	+ 4	649	39.6 %
神奈川	+ 3	740	5,652	13.1 %	+ 1	246	33.2 %
新 潟		296	2,109	14.0 %	+ 1	129	43.6 %
長 野		376	1,952	19.3 %		103	27.4 %
山 梨		104	752	13.8 %		13	12.5 %
富 山	△ 1	292	1,092	26.7 %		63	21.6 %
石 川		330	1,219	27.1 %		70	21.2 %
福 井		193	894	21.6 %		55	28.5 %
岐 阜		108	1,471	7.3 %		34	31.5 %
静 岡		369	2,870	12.9 %	+ 1	126	34.1 %
愛 知		498	4,779	10.4 %	+ 2	147	29.5 %
三 重		181	1,117	16.2 %		61	33.7 %
滋 賀		181	1,033	17.5 %		42	23.2 %
京 都		355	2,117	16.8 %	△ 1	106	29.9 %
大 阪		794	6,086	13.0 %		251	31.6 %
兵 庫	+ 1	356	3,300	10.8 %	+ 1	100	28.1 %
奈 良	+ 1	104	906	11.5 %		26	25.0 %
和歌山		105	705	14.9 %		25	23.8 %
鳥 取		117	440	26.6 %		53	45.3 %
島 根		116	598	19.4 %	△ 1	53	45.7 %
岡 山		372	1,372	27.1 %		70	18.8 %
広 島		339	2,148	15.8 %		150	44.2 %
山 口		111	956	11.6 %		39	35.1 %
徳 島		105	761	13.8 %		20	19.0 %
香 川		88	1,000	8.8 %		20	22.7 %
愛 媛		199	1,128	17.6 %		58	29.1 %
高 知		136	616	22.1 %		37	27.2 %
福 岡		468	3,434	13.6 %		183	39.1 %
佐 賀		175	532	32.9 %		43	24.6 %
長 崎		226	753	30.0 %		43	19.0 %
熊 本		223	1,335	16.7 %	+ 1	95	42.6 %
大 分		152	767	19.8 %		47	30.9 %
宮 崎		108	979	11.0 %	+ 1	47	43.5 %
鹿児島		264	1,058	25.0 %		82	31.1 %
沖 縄	+ 1	183	1,267	14.4 %	+ 1	71	38.8 %
計	+ 6	14,203	94,010	15.1 %	+ 12	4,591	32.3 %

※建築士事務所登録数(B)は令和6年4月1日時点の数字である。